

○高山市水道料金等の減免事務取扱要綱

平成19年3月30日

決裁

改正 平成24年2月14日決裁

(題名改称)

平成24年3月9日決裁

令和元年9月12日決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、高山市給水条例（平成9年高山市条例第30号。以下「給水条例」という。）第36条及び高山市給水条例施行規程（平成9年高山市水道事業管理規程第5号。以下「施行規程」という。）第18条に規定する減額又は免除の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(平24.2.14・一部改正)

(減免の対象)

第2条 給水料、手数料その他の費用（以下「水道料金等」という。）の減免は、施行規程第18条第1項各号に該当する場合に行うものとし、水道料金等の減免の適用条件、減免額及び減免期間については、別表に定めるとおりとする。

(平24.2.14・一部改正)

(減免の審査)

第3条 水道使用者より、施行規程第18条の規定による減免の申請があった場合は、水道部上水道課（以下「担当課」という。）が、その審査を行う。

- 2 前項の場合において、担当課は関係部局に意見を求めることができる。
- 3 担当課は申請者に対し、当該審査に必要と認める書類の提出を求め、又は質問をすることができる。
- 4 前項の場合において、申請者が非協力的等の理由により申請内容について事実確認が困難なとき又は申請者が虚偽の書類等を提出若しくは回答した場合は、申請を却下することができるものとする。

(平24.3.9・一部改正)

(申請者の義務)

第4条 申請者は、減免申請事由に変更等があった場合は、速やかに担当課にその旨を報告しなければならない。この場合において、担当課は減免適用の適否を審査しなければならない。

ない。

附 則（平成19年3月30日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年2月14日決裁）

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則（平成24年3月9日決裁）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月12日決裁）

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表の規定は、平成31年4月1日以後の減免の申請に係る審査について適用する。

別表（第2条関係）

（平24.2.14・追加、令元.9.12・一部改正）

減免の事由	適用条件	減免額	減免期間
1 はなはだしく貧困であって水道料金等を納めることができないとき。	次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。この場合において、第3号及び第4号に係る判定の基礎となる収入及び資産は、申請者及び申請者と生計を一にする同居人（以下「同一生計世帯員」という。）の収入及び資産をそれぞれ合算するものとする。  (1) 同一生計世帯員のいずれかに所得税又は住民税が課税されている場合。ただし、同一生計世帯員について高山市寡婦（夫）控除等のみなし適用に関する実施要綱	(1) 給水料 ア 基本料金の額の全額 イ 従量料金の額（ただし、使用水量8m <sup>3</sup> に相当する従量料金の額を限度とする。）  (2) 手数料その他の費用 ア 市長が必要と認める額	申請のあった日の属する月分から当該日の属する年度の3月分まで

	<p>(令和元年8月1日決裁) 第5条に定めるみなし適用の認定を受けた者がいる場合において、みなし適用を受け算定した所得税及び住民税が非課税となる場合を除く。</p> <p>(2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護費を受給している場合</p> <p>(3) 生活保護法による利用し得る資産がある場合</p> <p>(4) 年間の収入の見込額が生活保護法による保護の基準に定める年間の最低生活費に相当する額を超える場合</p>		
2 災害により被害を受けたとき。	高山市が発行する災害証明を受けたもの	災害の被害の程度により市長が必要と認める額	災害の被害の程度により市長が必要と認める期間
3 漏水と認められるとき。	次に掲げる事項のすべてに該当すること。 <p>(1) 地下漏水等、不可視部分での漏水であること。</p> <p>(2) 漏水により、その1か月の使用水量が、通常の使用水量の2倍以上であること。</p> <p>(3) 指定給水装置工事事業者（給水条例第10条第1項に規定する事業者をいう。）による漏水箇所の修繕工事証明書があること。</p>	<p>(1) 減免の対象となる月分の使用水量が前3か月の平均使用水量を超える部分の2分の1の使用水量に相当する従量料金</p> <p>(2) (1)による算定が適当でないと判断される場合は、前年同月の使</p>	申請のあった日の属する月又はそれ以前の漏水に起因して使用水量がもつとも増加したと認められる月分

	(4) 減免を受けようとする月を含む過去12か月以内に水道料金等の減免を受けていないこと。	<p>用水量を超える部分の2分の1の使用水量に相当する従量料金</p> <p>(3) 前2号による算定が適当でないと判断される場合は、通常の使用される水量として市長が認める使用水量を超える部分の2分の1の使用水量に相当する従量料金</p>	
4 その他市長が認める場合	減免の事由1から3までに該当しない場合	市長が認める金額	市長が認める期間